

7 その他全般的事項

(1) 設置計画変更事項等

<日本赤十字北海道看護大学>

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
該当なし	

<日本赤十字秋田看護大学>

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
該当なし	

<日本赤十字豊田看護大学>

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
該当なし	

＜日本赤十字広島看護大学＞

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
①大学院専用（修士課程と共用）の施設を整備した。 a 教員研究室 2室 b 大学院情報処理室 1室 c 大学院共同研究室 2室 d 講義に利用する演習室 6室	①学生の修学環境を改善するため看護学研究科共同看護学専攻専用の研究室を確保し、情報処理パソコンを室内に設置した。 大学全体の教室等の変更を行い、講義に利用する演習室は大学全体で共用しているが、修学環境には影響しない。 a 大学院研究室（博士課程） 2室 b 大学院研究室（博士課程） 3室 c 講義に利用する演習室 6室 【別添 1】 【別添 2】

＜日本赤十字九州国際看護大学＞

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
①大学院専用（修士課程と共用）の施設を整備した。 a 講義室 2室 b 院生研究室 3室	①学生の修学環境を改善するため看護学研究科（修士課程と共用）専用の施設を整備した。 a 博士課程共同研究室 1室 b 修士課程共同研究室 1室 c 講義室1室 【別添 3】 【別添 4】 【別添 5】 【別添 6】

（注）・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD・SD活動含む）

<日本赤十字北海道看護大学>

① 実施体制

a 委員会の設置状況

- ・共同看護学専攻連絡協議会【別添8】

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- ・共同看護学専攻の専攻長、各構成大学の研究科長、各構成大学から選出された共同看護学専攻の専任教員2名で構成される「共同看護学専攻連絡協議会」を月1回開催し、全体協議、進捗状況の確認、各専門委員会付託事項の議論、整理等を行っている。

c 委員会の審議事項等

- ・上記(b)のとおり専門委員会で検討するほか、以下の内容については共同看護学専攻連絡協議会で審議する。

- ①各構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ②研究指導教員の選定に関する事項
- ③入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ④学生の身分の取扱い及び厚生補導に関する事項
- ⑤成績評価の方針に関する事項
- ⑥学位審査委員会の設置に関する事項
- ⑦学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ⑧教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ⑨予算に関する事項
- ⑩広報に関する事項
- ⑪自己点検・評価に関する事項
- ⑫FD・SDの推進に関する事項
- ⑬その他構成大学が必要と認めた事項

② 実施状況

a 実施内容

- ・遠隔授業を行うテレビ会議システムに関するFD・SD研修会を各年度の5月に実施した。
本年度も同時期に実施する。

b 実施方法

- ・共同看護学専攻連絡協議会は、本学園専用のひかり回線で結ぶテレビ会議システムにより構成大学間を結んで開催している。
- ・FD研修については、協力校である日本赤十字看護大学（東京・渋谷区）へ参集して実施すると同時に、遠隔授業を行うテレビ会議システムでも各大学に中継する。また、研修内容は録画し、参加出来なかった教員に共有できるようにしている。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・各構成大学の専任教員及び授業担当教員、また、本教育課程に関わる事務職員が研修会に参加する。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・FD研修については、共同看護学専攻連絡協議会において参加者へのインタビューを実施し、結果を分析、検討のうえ、対応策を協議する。
- ・対応策については、共同看護学専攻連絡協議会の委員をととして構成大学に周知し、改善に取り組む。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

- ・授業評価アンケートを28年度末に1回、29年度は前期・後期で1回ずつ実施した。
本年度も前期・後期に実施する。

b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・毎年、各期の授業評価アンケートを共同看護学専攻教務委員会にて集計・分析し対応策を協議する。
- ・その対応策を共同看護学専攻連絡協議会で協議のうえ、構成大学全体で改善に取り組む。
- ・また、アンケートの結果や対応策等については、各大学のホームページで公表するとともに学生・教員等に説明を行う。

<日本赤十字秋田看護大学>

① 実施体制

a 委員会の設置状況

- ・共同看護学専攻連絡協議会【別添8】

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- ・共同看護学専攻の専攻長、各構成大学の研究科長、各構成大学から選出された共同看護学専攻の専任教員2名で構成される「共同看護学専攻連絡協議会」を月1回開催し、全体協議、進捗状況の確認、各専門委員会付託事項の議論、整理等を行っている。

c 委員会の審議事項等

- ・上記(b)のとおり専門委員会で検討するほか、以下の内容については共同看護学専攻連絡協議会で審議する。

- ①各構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ②研究指導教員の選定に関する事項
- ③入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ④学生の身分の取扱い及び厚生補導に関する事項
- ⑤成績評価の方針に関する事項
- ⑥学位審査委員会の設置に関する事項
- ⑦学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ⑧教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ⑨予算に関する事項
- ⑩広報に関する事項
- ⑪自己点検・評価に関する事項
- ⑫FD・SDの推進に関する事項
- ⑬その他構成大学が必要と認めた事項

② 実施状況

a 実施内容

- ・遠隔授業を行うテレビ会議システムに関するFD・SD研修会を各年度の5月に実施した。
本年度も同時期に実施する。

b 実施方法

- ・共同看護学専攻連絡協議会は、本学園専用のひかり回線で結ぶテレビ会議システムにより構成大学間を結んで開催している。
- ・FD研修については、協力校である日本赤十字看護大学（東京・渋谷区）へ参集して実施すると同時に、遠隔授業を行うテレビ会議システムでも各大学に中継する。また、研修内容は録画し、参加出来なかった教員に共有できるようにしている。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・各構成大学の専任教員及び授業担当教員、また、本教育課程に関わる事務職員が研修会に参加する。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・FD研修については、共同看護学専攻連絡協議会において参加者へのインタビューを実施し、結果を分析、検討のうえ、対応策を協議する。
- ・対応策については、共同看護学専攻連絡協議会の委員をととして構成大学に周知し、改善に取り組む。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

- ・授業評価アンケートを28年度末に1回、29年度は前期・後期で1回ずつ実施した。
本年度も前期・後期に実施する。

b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・毎年、各期の授業評価アンケートを共同看護学専攻教務委員会にて集計・分析し対応策を協議する。
- ・その対応策を共同看護学専攻連絡協議会で協議のうえ、構成大学全体で改善に取り組む。
- ・また、アンケートの結果や対応策等については、各大学のホームページで公表するとともに学生・教員等に説明を行う。

<日本赤十字豊田看護大学>

① 実施体制

a 委員会の設置状況

- ・共同看護学専攻連絡協議会【別添8】

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- ・共同看護学専攻の専攻長、各構成大学の研究科長、各構成大学から選出された共同看護学専攻の専任教員2名で構成される「共同看護学専攻連絡協議会」を月1回開催し、全体協議、進捗状況の確認、各専門委員会付託事項の議論、整理等を行っている。

c 委員会の審議事項等

- ・上記(b)のとおり専門委員会で検討するほか、以下の内容については共同看護学専攻連絡協議会で審議する。

- ①各構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ②研究指導教員の選定に関する事項
- ③入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ④学生の身分の取扱い及び厚生補導に関する事項
- ⑤成績評価の方針に関する事項
- ⑥学位審査委員会の設置に関する事項
- ⑦学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ⑧教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ⑨予算に関する事項
- ⑩広報に関する事項
- ⑪自己点検・評価に関する事項
- ⑫FD・SDの推進に関する事項
- ⑬その他構成大学が必要と認めた事項

② 実施状況

a 実施内容

- ・遠隔授業を行うテレビ会議システムに関するFD・SD研修会を各年度の5月に実施した。
本年度も同時期に実施する。

b 実施方法

- ・共同看護学専攻連絡協議会は、本学園専用のひかり回線で結ぶテレビ会議システムにより構成大学間を結んで開催している。
- ・FD研修については、協力校である日本赤十字看護大学（東京・渋谷区）へ参集して実施すると同時に、遠隔授業を行うテレビ会議システムでも各大学に中継する。また、研修内容は録画し、参加出来なかった教員に共有できるようにしている。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・各構成大学の専任教員及び授業担当教員、また、本教育課程に関わる事務職員が研修会に参加する。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・FD研修については、共同看護学専攻連絡協議会において参加者へのインタビューを実施し、結果を分析、検討のうえ、対応策を協議する。
- ・対応策については、共同看護学専攻連絡協議会の委員をととして構成大学に周知し、改善に取り組む。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

- ・授業評価アンケートを28年度末に1回、29年度は前期・後期で1回ずつ実施した。
本年度も前期・後期に実施する。

b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・毎年、各期の授業評価アンケートを共同看護学専攻教務委員会にて集計・分析し対応策を協議する。
- ・その対応策を共同看護学専攻連絡協議会で協議のうえ、構成大学全体で改善に取り組む。
- ・また、アンケートの結果や対応策等については、各大学のホームページで公表するとともに学生・教員等に説明を行う。

<日本赤十字広島看護大学>

① 実施体制

a 委員会の設置状況

- ・共同看護学専攻連絡協議会【別添8】

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- ・共同看護学専攻の専攻長、各構成大学の研究科長、各構成大学から選出された共同看護学専攻の専任教員2名で構成される「共同看護学専攻連絡協議会」を月1回開催し、全体協議、進捗状況の確認、各専門委員会付託事項の議論、整理等を行っている。

c 委員会の審議事項等

- ・上記(b)のとおり専門委員会で検討するほか、以下の内容については共同看護学専攻連絡協議会で審議する。

- ①各構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ②研究指導教員の選定に関する事項
- ③入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ④学生の身分の取扱い及び厚生補導に関する事項
- ⑤成績評価の方針に関する事項
- ⑥学位審査委員会の設置に関する事項
- ⑦学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ⑧教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ⑨予算に関する事項
- ⑩広報に関する事項
- ⑪自己点検・評価に関する事項
- ⑫FD・SDの推進に関する事項
- ⑬その他構成大学が必要と認めた事項

② 実施状況

a 実施内容

- ・遠隔授業を行うテレビ会議システムに関するFD・SD研修会を各年度の5月に実施した。
本年度も同時期に実施する。

b 実施方法

- ・共同看護学専攻連絡協議会は、本学園専用のひかり回線で結ぶテレビ会議システムにより構成大学間を結んで開催している。
- ・FD研修については、協力校である日本赤十字看護大学（東京・渋谷区）へ参集して実施すると同時に、遠隔授業を行うテレビ会議システムでも各大学に中継する。また、研修内容は録画し、参加出来なかった教員に共有できるようにしている。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

- ・各構成大学の専任教員及び授業担当教員、また、本教育課程に関わる事務職員が研修会に参加する。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・FD研修については、共同看護学専攻連絡協議会において参加者へのインタビューを実施し、結果を分析、検討のうえ、対応策を協議する。
- ・対応策については、共同看護学専攻連絡協議会の委員をととして構成大学に周知し、改善に取り組む。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

- a 実施の有無及び実施時期
 - ・授業評価アンケートを28年度末に1回、29年度は前期・後期で1回ずつ実施した。
本年度も前期・後期に実施する。
- b 教員や学生への公開状況、方法等
 - ・毎年、各期の授業評価アンケートを共同看護学専攻教務委員会にて集計・分析し対応策を協議する。
 - ・その対応策を共同看護学専攻連絡協議会で協議のうえ、構成大学全体で改善に取り組む。
 - ・また、アンケートの結果や対応策等については、各大学のホームページで公表するとともに学生・教員等に説明を行う。

<日本赤十字九州国際看護大学>

① 実施体制

- a 委員会の設置状況
 - ・共同看護学専攻連絡協議会【別添8】
- b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）
 - ・共同看護学専攻の専攻長、各構成大学の研究科長、各構成大学から選出された共同看護学専攻の専任教員2名で構成される「共同看護学専攻連絡協議会」を月1回開催し、全体協議、進捗状況の確認、各専門委員会付託事項の議論、整理等を行っている。
- c 委員会の審議事項等
 - ・上記(b)のとおり専門委員会で検討するほか、以下の内容については共同看護学専攻連絡協議会で審議する。
 - ①各構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
 - ②研究指導教員の選定に関する事項
 - ③入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
 - ④学生の身分の取扱い及び厚生補導に関する事項
 - ⑤成績評価の方針に関する事項
 - ⑥学位審査委員会の設置に関する事項
 - ⑦学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
 - ⑧教育研究活動等の状況の評価に関する事項
 - ⑨予算に関する事項
 - ⑩広報に関する事項
 - ⑪自己点検・評価に関する事項
 - ⑫FD・SDの推進に関する事項
 - ⑬その他構成大学が必要と認めた事項

② 実施状況

- a 実施内容
 - ・遠隔授業を行うテレビ会議システムに関するFD・SD研修会を各年度の5月に実施した。
本年度も同時期に実施する。
- b 実施方法
 - ・共同看護学専攻連絡協議会は、本学園専用のひかり回線で結ぶテレビ会議システムにより構成大学間を結んで開催している。
 - ・FD研修については、協力校である日本赤十字看護大学（東京・渋谷区）へ参集して実施すると同時に、遠隔授業を行うテレビ会議システムでも各大学に中継する。また、研修内容は録画し、参加出来なかった教員に共有できるようにしている。
- c 開催状況（教員の参加状況含む）
 - ・各構成大学の専任教員及び授業担当教員、また、本教育課程に関わる事務職員が研修会に参加する。
- d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況
 - ・FD研修については、共同看護学専攻連絡協議会において参加者へのインタビューを実施し、結果を分析、検討のうえ、対応策を協議する。
 - ・対応策については、共同看護学専攻連絡協議会の委員をとおして構成大学に周知し、改善に取り組む。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

- ・授業評価アンケートを28年度末に1回、29年度は前期・後期で1回ずつ実施した。
本年度も前期・後期に実施する。

b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・毎年、各期の授業評価アンケートを共同看護学専攻教務委員会にて集計・分析し対応策を協議する。
- ・その対応策を共同看護学専攻連絡協議会で協議のうえ、構成大学全体で改善に取り組む。
- ・また、アンケートの結果や対応策等については、各大学のホームページで公表するとともに学生・教員等に説明を行う。

(注) ・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。(記入例参照)

(3) 自己点検・評価等に関する事項

<日本赤十字北海道看護大学>

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

自己点検・評価委員会、連絡協議会で検討し、各大学で実施する。

② 自己点検・評価報告書

a 公表(予定)時期

平成28年度分の報告書については、平成29年12月公表済。

平成29年度分の報告書については、平成30年12月末までに公表予定。

平成30年度分の報告書については、平成31年12月末までに公表予定。

b 公表方法

大学ホームページ上に公開予定。

③ 認証評価を受ける計画

平成26年度に(公財)大学基準協会による認証評価を受審し、認証を受けた(平成27年3月)。

平成33年度に(公財)大学基準協会による評価を受審予定。

<日本赤十字秋田看護大学>

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

自己点検・評価委員会、連絡協議会で検討し、各大学で実施する。

② 自己点検・評価報告書

a 公表(予定)時期

平成28年度分の報告書については、平成29年12月に公表済。

平成29年度分の報告書については、平成30年12月末までに公表予定。

平成30年度分の報告書については、平成31年12月末までに公表予定。

b 公表方法

大学ホームページに公開予定

③ 認証評価を受ける計画

平成34年度に(公財)大学基準協会による評価を受審予定。

<日本赤十字豊田看護大学>

- ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見
自己点検・評価委員会、連絡協議会で検討し、各大学で実施する。
- ② 自己点検・評価報告書
 - a 公表（予定）時期
 - ・平成28年度分の報告書については、平成29年8月末に公表済。
 - ・平成29年度分の報告書については、平成30年8月末までに公表予定。
 - b 公表方法
大学ホームページ上に公開予定。（平成30年8月末）
- ③ 認証評価を受ける計画
 - ・平成29年度に評価機関である（公財）大学基準協会の評価を受けた。
 - ・2025年度（公財）大学基準協会による評価を受審予定。

<日本赤十字広島看護大学>

- ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見
自己点検・評価委員会、連絡協議会で検討し、各大学で実施する。
- ② 自己点検・評価報告書
 - a 公表（予定）時期
平成28年度分の報告書については、平成29年6月末までに公表済。
平成29年度分の報告書については、平成30年6月末までに公表予定。
平成30年度分の報告書については、平成31年6月末までに公表予定。
 - b 公表方法
大学ホームページに公開予定
- ③ 認証評価を受ける計画
平成27年度に（公財）大学基準協会の認証評価を受審した。
学部等の認証評価に併せて、平成34年度に第三者評価を受審予定。

＜日本赤十字九州国際看護大学＞

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

自己点検・評価委員会、連絡協議会で検討し、各大学で実施する。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

平成28年度分の報告書については、平成29年8月に公表済。

平成29年度分の報告書については、平成30年6月末までに公表予定。

平成30年度分の報告書については、平成31年6月末までに公表予定。

b 公表方法

大学ホームページに公表予定

③ 認証評価を受ける計画

平成27年度に（公財）大学基準協会による認証評価を受審し、認証を受けた。

学部等の受審評価に併せて、平成34年度に第三者評価を受審予定。

（注）・ 設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報公表に関する事項

<日本赤十字北海道看護大学>

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表（予定）の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

29年度分は掲載済。

b 公表（予定）有の場合の公表（予定）時期 (30年 6月 29日)

<日本赤十字秋田看護大学>

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表（予定）の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

29年度分は掲載済。

b 公表（予定）有の場合の公表（予定）時期 (30年 6月 29日)

<日本赤十字豊田看護大学>

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表（予定）の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

29年度分は掲載済。

b 公表（予定）有の場合の公表（予定）時期 (30年 6月 29日)

<日本赤十字広島看護大学>

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表（予定）の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

29年度分は掲載済。

b 公表（予定）有の場合の公表（予定）時期 (30年 6月 29日)

<日本赤十字九州国際看護大学>

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表（予定）の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

29年度分は掲載済。

b 公表（予定）有の場合の公表（予定）時期 (30年 6月 29日)

- (注) ・ 「a ホームページに公表（予定）有無」には、5月1日時点で公表している場合、もしくは、今後公表する予定の場合は、「有」にマルを記入してください。今後も公表する予定がない場合は、「無」にマルを記入してください。
- ・ 「b 公表（予定）有の場合の公表（予定）時期」には、「a ホームページに公表（予定）有無」で「有」にマルを記入した場合のみ、時期を記入してください。

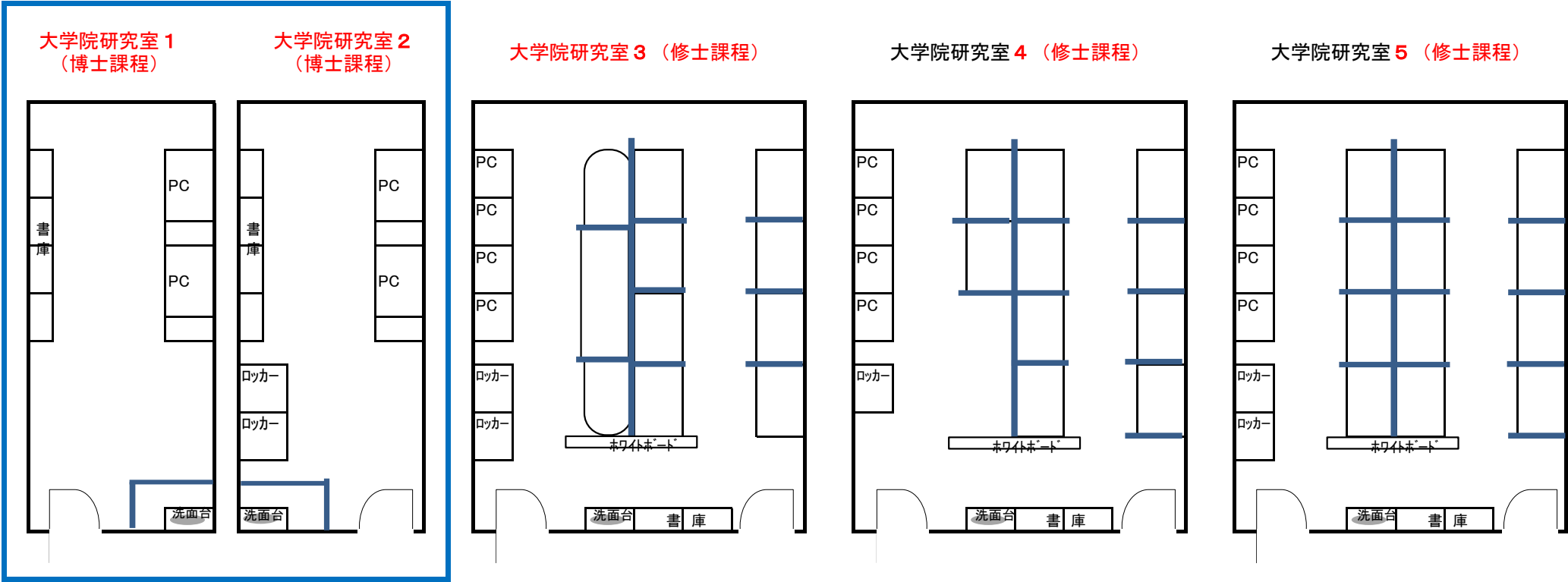
「7. その他全般的事項」の資料目次

- 別添1 日本赤十字広島看護大学 大学院生研究室の配置図
- 別添2 日本赤十字広島看護大学 校舎の平面図
- 別添3 日本赤十字九州国際看護大学 大学院生研究室の配置図
- 別添4 日本赤十字九州国際看護大学 校舎の平面図
- 別添5 日本赤十字九州国際看護大学 校舎の平面図
- 別添6 日本赤十字九州国際看護大学 校舎の全体図
- 別添7 日本赤十字秋田短期大学収容定員学則変更届出書
- 別添8 大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会規程

日本赤十字広島看護大学 大学院生研究室の配置図

変更箇所...赤字（室名）
看護学研究科共同看護学専攻 専用の研究室...青枠

（教育研究棟4階）

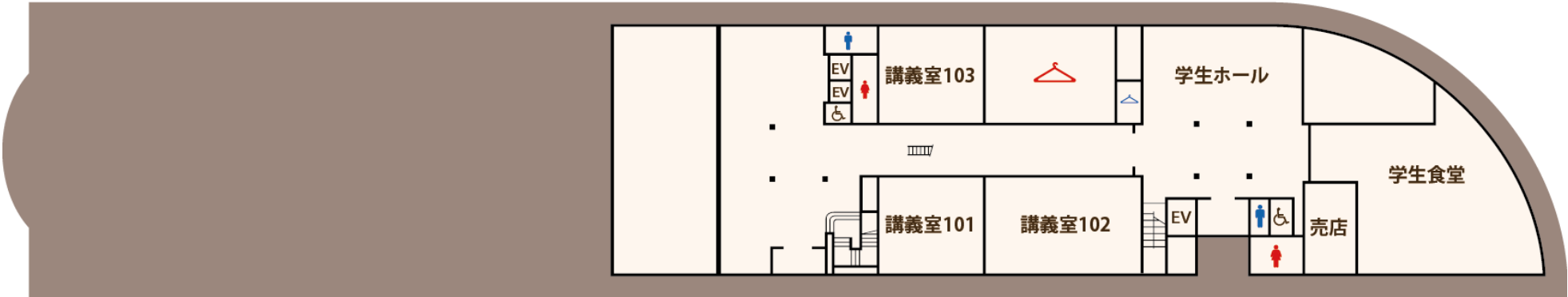


変更箇所…赤字（室名）

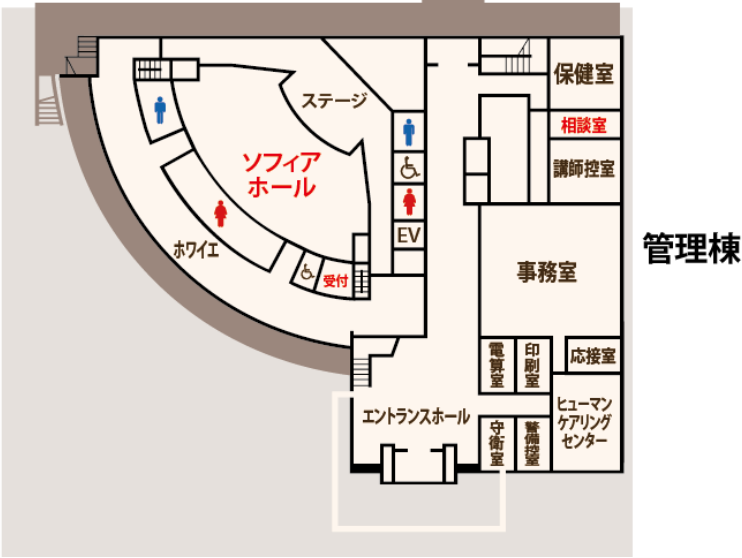
別添 2

1階

教育研究棟



	教 育 研 究 棟	管 理 棟
4階	研究科長室 研究室 助教・助手研究室 演習室 大学院研究室 認定看護師教育課程教員室 ヴェルデヌホール	
3階	看護実習室1～4 講義室301 看護シミュレーションセンター 実験室 多目的室 図書館 学生クラブ室 フィットネスルーム	
2階	アリーナ 講義室201～206 情報処理室1・2 図書館 Language Learning Center (LLC) 日本赤十字資料館	学長室 学部長室 事務局長室 ソフィアホール 大会議室 小会議室
1階	講義室101～103 学生食堂	ヒューマンケアリングセンター 事務室 ソフィアホール 相談室 保健室



2階

変更箇所…赤字（室名）

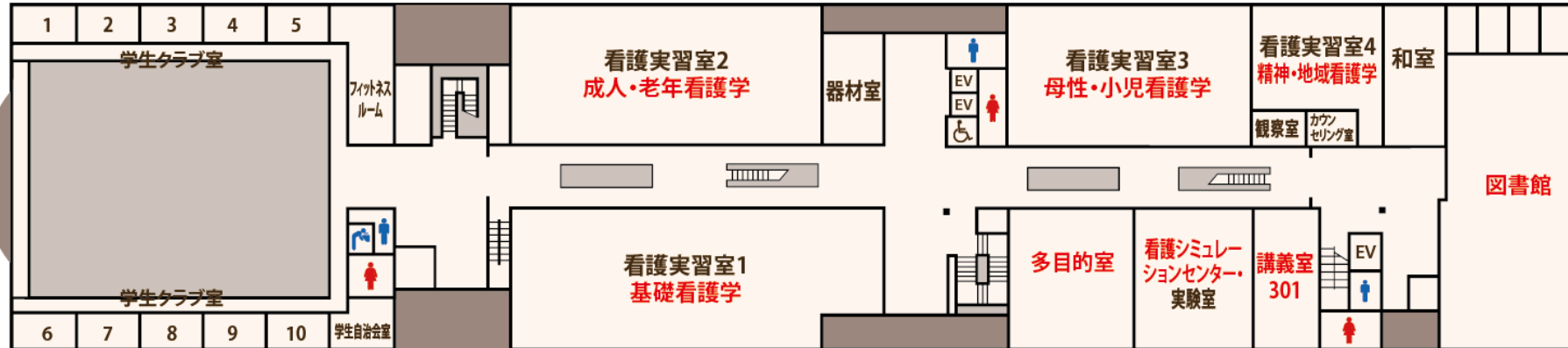
看護学研究科共同看護学専攻で主に使用する講義室…赤枠

教育研究棟

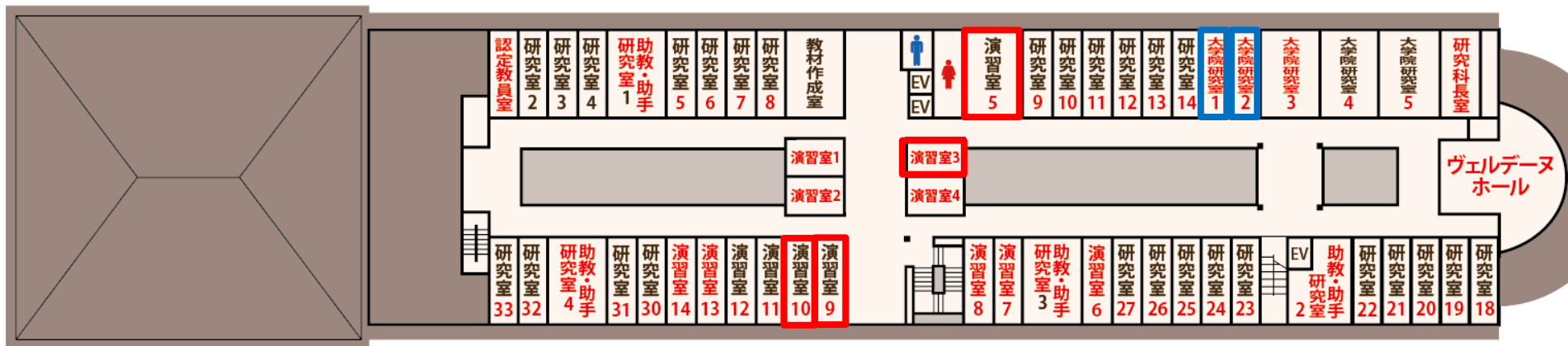


看護学研究科共同看護学専攻で主に使用する講義室…赤枠
看護学研究科共同看護学専攻 専用の研究室…青枠

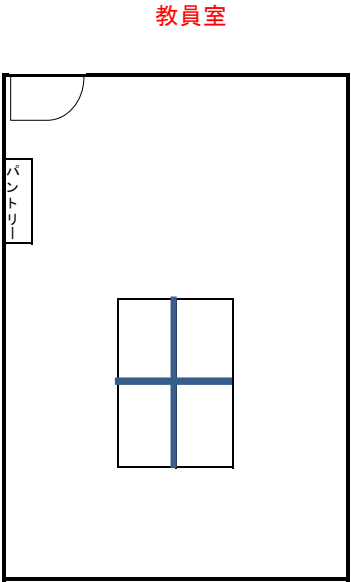
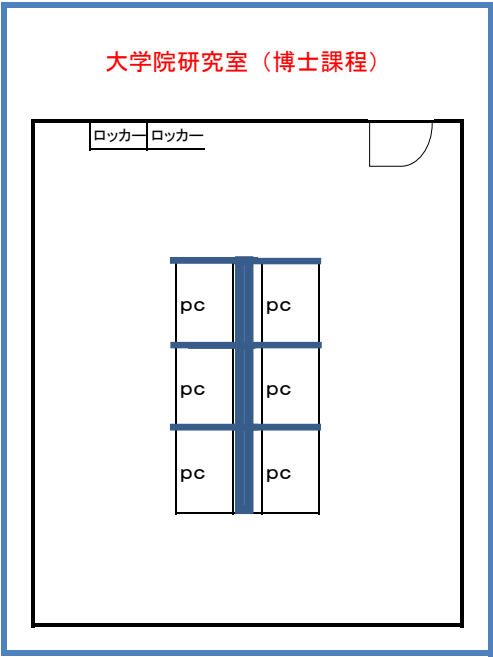
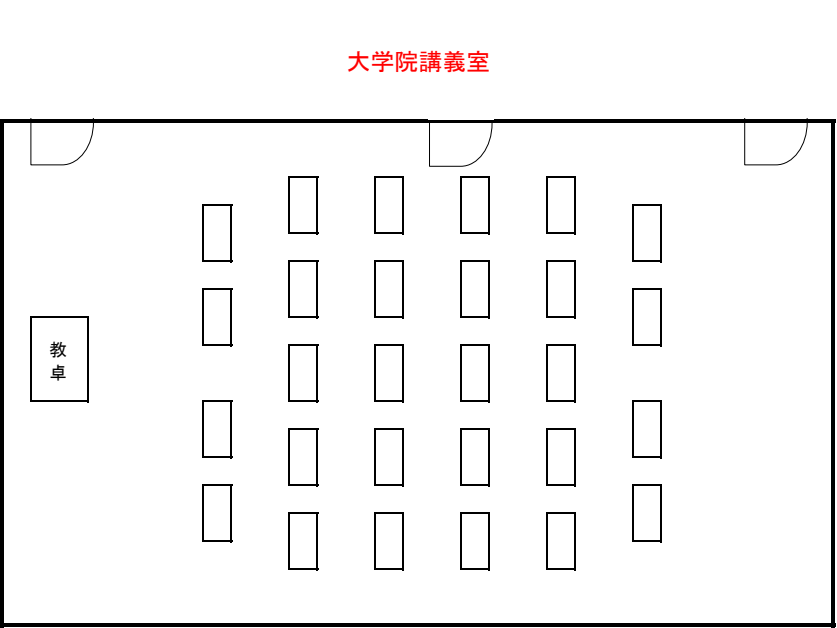
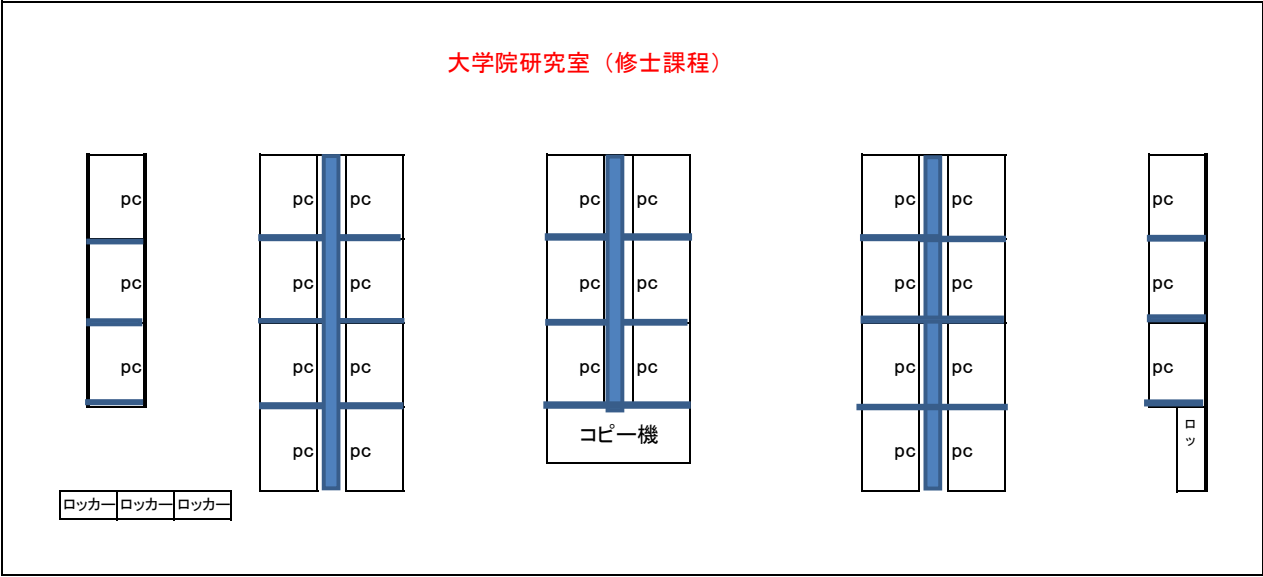
教育研究棟



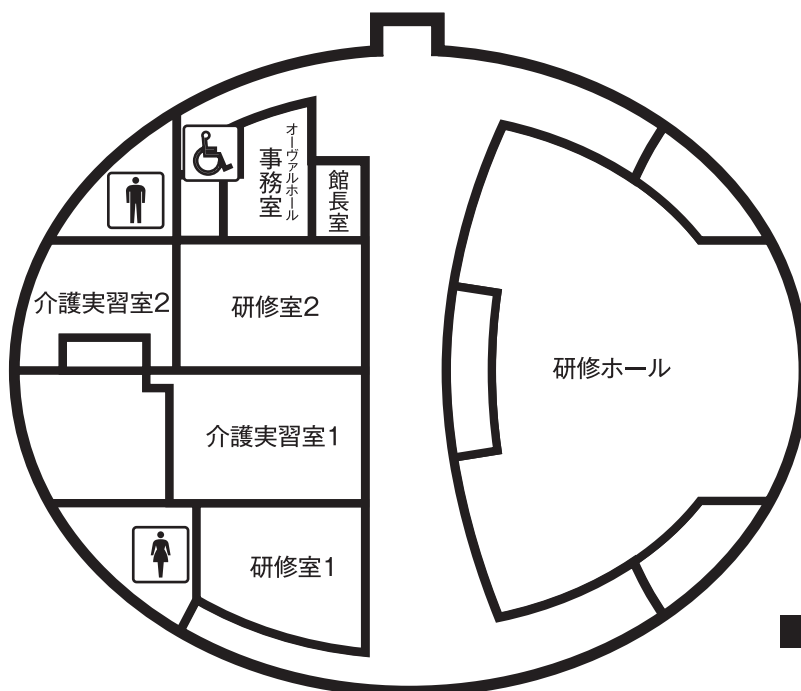
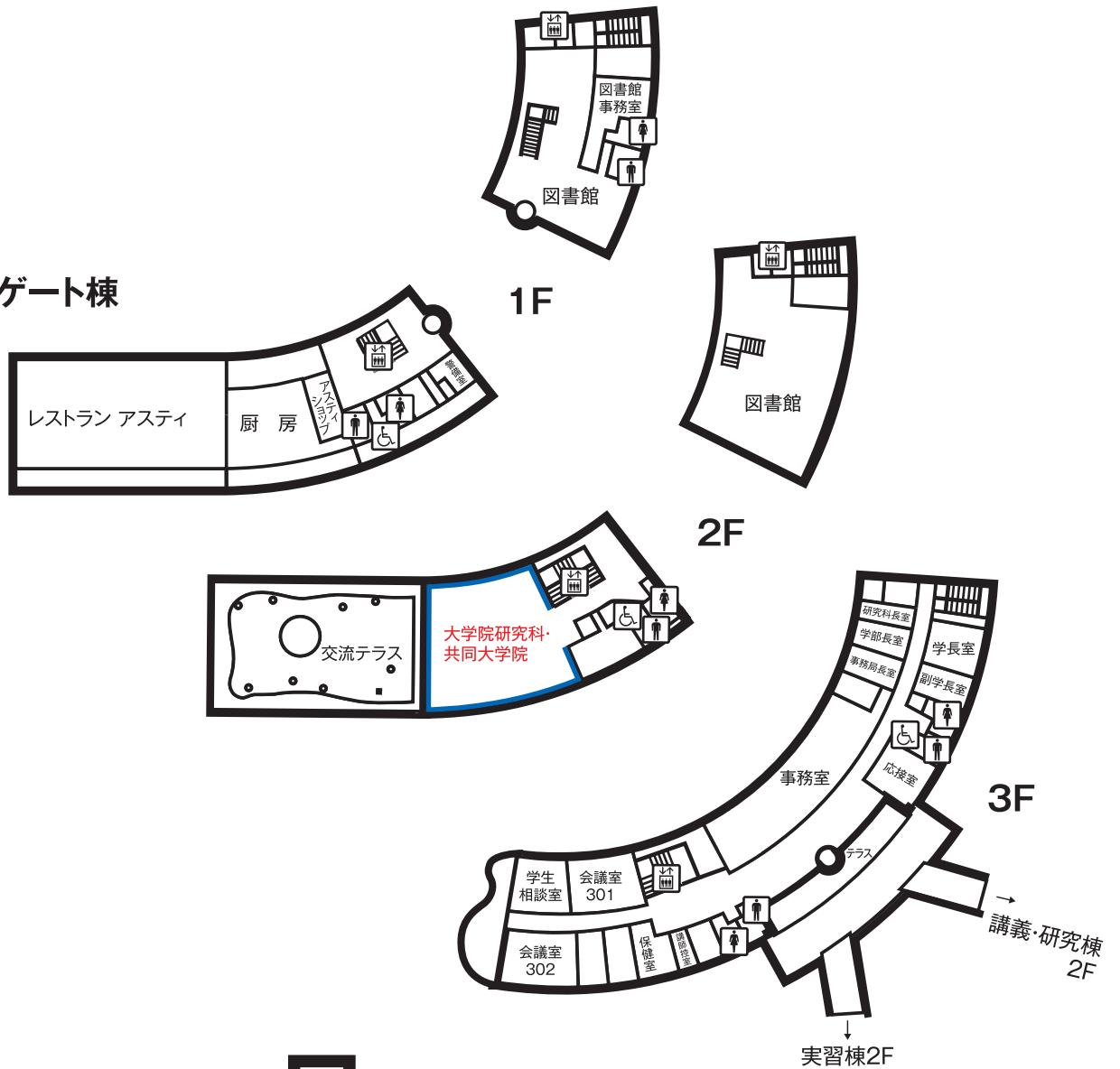
教育研究棟



変更箇所...赤字（室名）
看護学研究科共同看護学専攻 専用の研究室...青枠

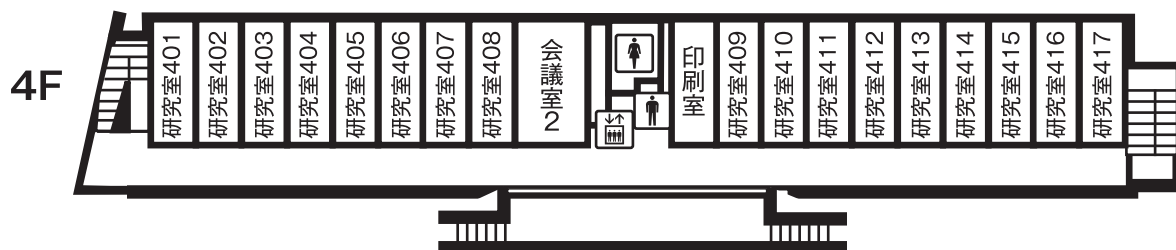
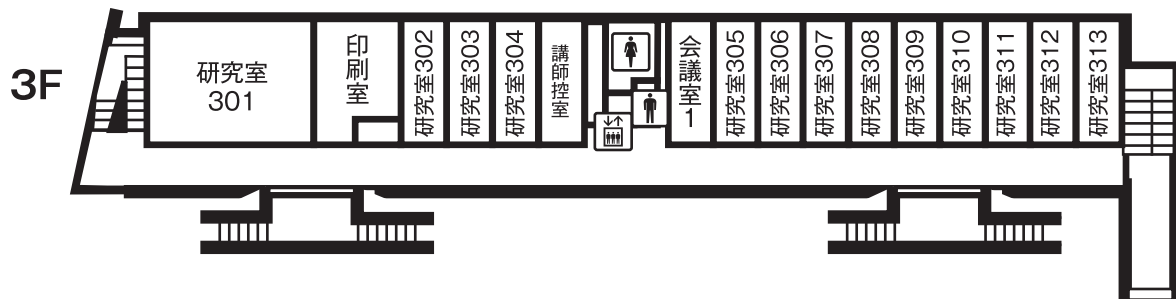
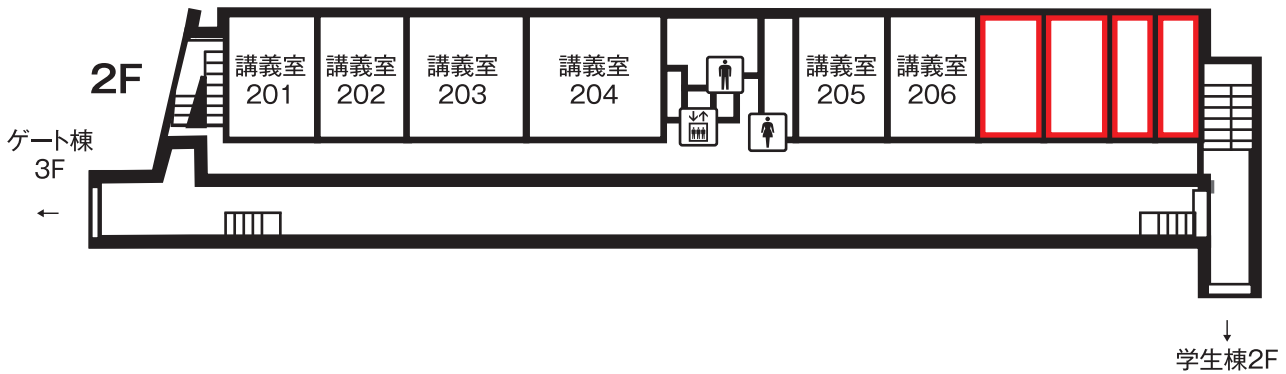
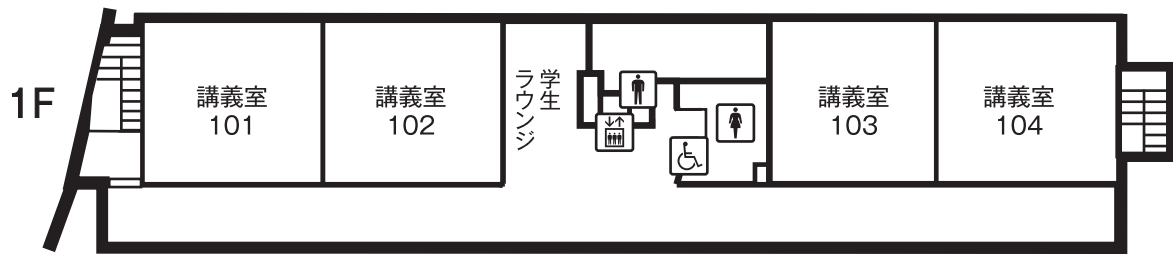


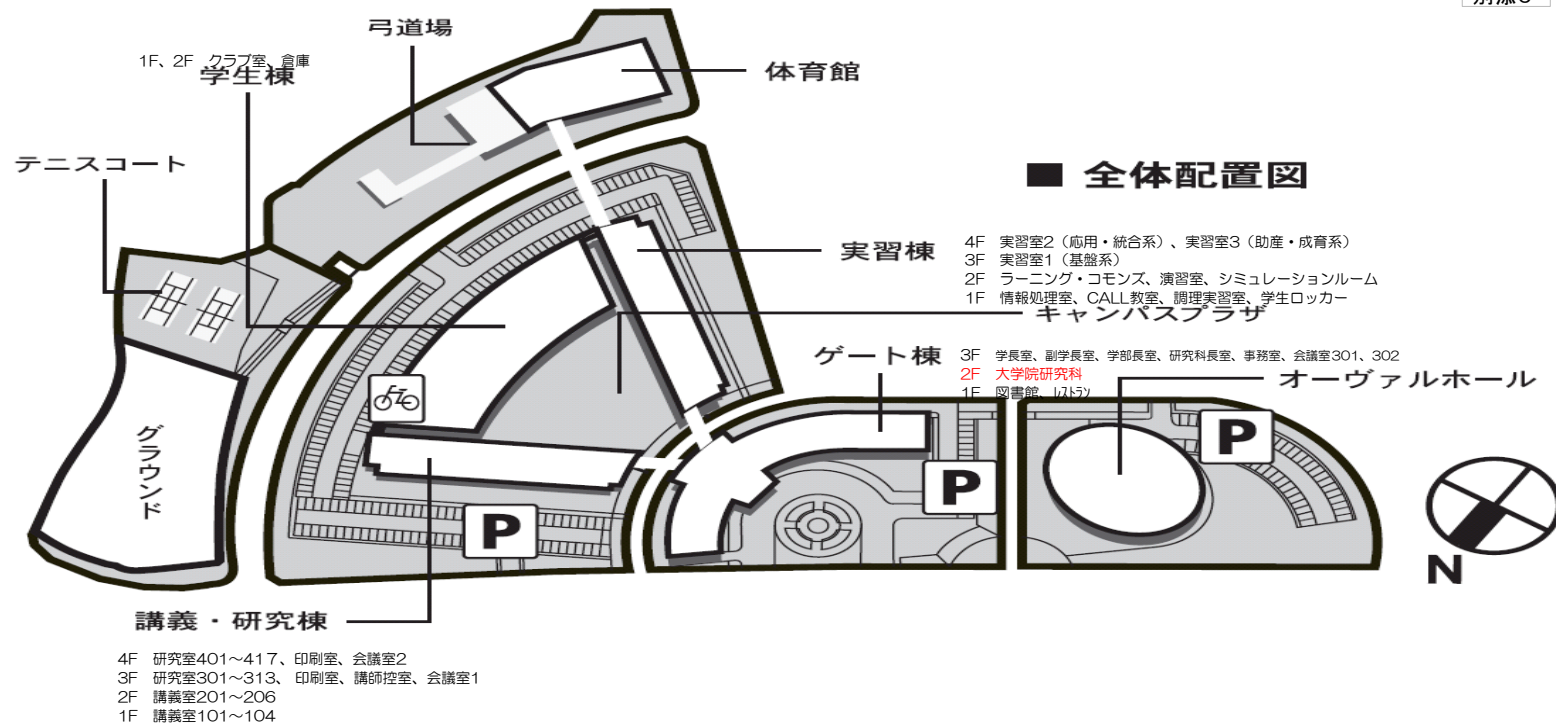
■ ゲート棟

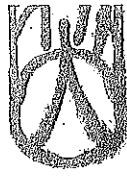


■ オーヴァルホール

■ 講義・研究棟







日本赤十字秋田短期大学収容定員関係学則変更届出書

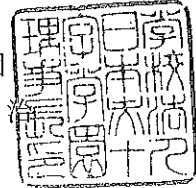
日赤学第 171 号

平成29年6月22日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 日本赤十字学園

理事長 大 塚 義 海



このたび、日本赤十字秋田短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

大学院看護学研究科共同看護学専攻連絡協議会規程

平成 27 年 10 月 5 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学及び日本赤十字九州国際看護大学（以下「構成大学」という。）が、大学院設置基準（昭和 49 年 6 月 20 日文部省令第 28 号）第 31 条の規定に基づき設置する共同看護学専攻に係る教育、研究等に関する重要な事項を協議し、円滑な管理運営を行うために設置する共同看護学専攻連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 連絡協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 専攻長
- (2) 各構成大学の研究科長
- (3) 各構成大学から選出された共同看護学専攻の専任教員 2 名

(議長等)

第 3 条 連絡協議会に議長を置き、専攻長をもって充てる。

- 2 議長は、連絡協議会を招集し、連絡協議会の業務を掌理する。
- 3 連絡協議会に副議長 1 名を置き、議長が所属する大学以外の委員の互選により選出する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 副議長の任期は、3 年とする。

(協議事項)

第 4 条 連絡協議会は、共同看護学専攻に係る次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 各構成大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- (2) 研究指導教員の選定に関する事項
- (3) 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- (4) 学生の身分の取扱い及び厚生補導に関する事項
- (5) 成績評価の方針に関する事項
- (6) 学位審査委員会の設置に関する事項
- (7) 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- (8) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (9) 予算に関する事項
- (10) 広報に関する事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項

(12) FD・SDの推進に関する事項

(13) その他構成大学が必要と認めた事項

2 協議内容は、構成大学の研究科委員会に報告し、必要に応じて承認を得るものとする。

(議事及び運営)

第5条 連絡協議会は、各構成大学から1名以上の出席及び委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 連絡協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 連絡協議会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 この規程に定めるもののほか、連絡協議会の議事及び運営について必要な事項は、連絡協議会が定める。

(事務局)

第6条 この規程に定める事務を取り扱うために事務局を置く。

2 事務局は、議長が所属する大学の事務局が担当する。

附 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。